

P T A 会員規約

保 存 版

令和元年 10月作成

練馬区立大泉西小学校

P T A

練馬区立大泉西小学校 P T A 規約

(六年間大切に保存してください)

- 1 条 本会は昭和 49 年 6 月に発足し、練馬区立大泉西小学校父母連絡委員会と称し東京都練馬区西大泉 4-25-1 に置く。
平成 30 年 4 月 P T A と称する。
- 2 条 本会は父母と学校と相互に協力して学校父母の相互の親睦を図ると共に、学年・学級・地域の教育が円滑に行われるよう協力することを目的とする。
- 3 条 本会は前条を本旨とするもので、自主的に活動し、どの政党・宗派にも属せず、営利を目的とした行為を行わない。また、学校教育に必要以上の言論をはさまない。
- 4 条 本会は目的を達成するために次のような活動を行う。
1. 学校と家庭・地域との連絡を緊密にする。
2. 学校の環境設備および児童の生活環境の向上に努力する。
- 5 条 P T A 会員は本校児童の保護者と教員とする。
- 6 条 本会の会費について
1. 本会の会員は年度毎に年会費を P T A 会費として納める。ただし、年会費の金額に関しては毎年、年度初めの全体会にて承認を得て決定する。
2. P T A 会費は本会の活動費とする。
3. 転入生は転入月が、4 月～6 月は全額、7 月～9 月は 3/4 額、10 月～12 月は 1/2 額、1 月～3 月は 1/4 額を納めるものとする。
4. 転出生は転出月が、4 月～6 月は 3/4 額、7 月～9 月は 1/2 額、10 月～12 月は 1/4 額を返金し、1 月～3 月は返金しないものとする。
ただし本会に在籍中に申請があった場合に限る。
5. 慶弔費・災害見舞金などは内規に定める金額を支払う。
※慶弔費については、対象者（児童・児童の両親・教員）以外の方にも場合によっては出費する事もある。
- 7 条 本会に下記の役員を置く。
会長 1 名 副会長 3 名 庶務 2 名 会計 2 名 広報部長 1 名
文化部長 1 名 校外部長 1 名 選考部長 1 名 地区委員長 1 名 教員 2 名
- 8 条 委員の任期は全体会までとする。但し、再任を妨げない。
委員の欠員が生じた場合、補充された委員の任期は前任者の残留期間とする。
P T A 会長の任期は一保護者につき最長 2 年とする。

9条 委員の選出方法は次の通りとする。

1. P T A役員及び地区委員長は全父母の立候補によって選出し、選考部によって選考し、決定する。また、委員選出においても、候補者を選出し選考部によって選考する。最終的に決まらない場合は、5年生時点で0(ゼロ)ポイントの方より、会長以下選出する。5年生0ポイントが0人の場合は、他学年からの選出とする。
2. 学級係は4月の保護者会において各クラス2名とし、その中の1名が代表者となり、本部役員との連絡係とする。
3. 会長・副会長・庶務・会計は学年全体(新1年生は除く)から選出し、学年を問わない。
4. 広報・文化・郊外・選考は6名(新1年生を含む)とする。その際学年は問わない。その中から部長、副部長を選出する。
5. 1年生は4月の保護者会において選出し、第一回定例会(4月)において他学年と合流する。
6. どのような理由でも委員選出を妨げることは出来ない。
7. 会長の要請により、会員以外の顧問を1名置くことができる。任期は1年とする。

10条 委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表して一切の会務を統轄し、対外的な接触及び定例会・P T A全体会を開くことが出来る。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
3. 庶務はP T Aの一切の事務を行う。
4. 会計はP T Aの会計の全てを行う。
5. 広報部はP T A及び本校、青少年育成等、子供たちに携わる教育関連を幅広く広報活動する。
6. 文化部はP T A及び青少年育成委員会の文化活動に関する活動を行う。
7. 校外部はP T A及び青少年育成委員会等、児童の健全育成に関する活動を行う。
8. 選考部はP T A会長と地区委員長、委員選出の推薦及び立候補用紙を配布、選考し承認されるまで。
9. 地区委員長は地区委員会を統括し学校と地域と連携し子供たちや地域の安全の為に活動する。
10. 役員はP T Aの企画運営に当たる。
11. 学級係はP T A役員と連携し学年の親睦を図るために協力する。

- 11条 定例会について
1. 定例会は7条に示された役員をもって構成する。
 2. 定例会は会長が必要と認めたときに開く。
 3. 定例会は10条9項及び各部や地区班の活動報告、学校の要請事項・各学年、地域の父母等の意見・希望その他について対策を検討する。
- 12条 委員の活動期間について
1. 広報部、校外部、文化部については新年度4月より次年度全体会まで。
 2. 選考部については新年度10月より、PTA会長と地区委員長が決定し、定例会において承認され、委員の選出が終わるまで。
- 13条 PTA全体会について
1. PTA全体会は、本会の最高議決機関とする。
 2. PTA全体会は本会員をもって構成する。
 3. PTA全体会は本会員の2分の1(委任状を含む)の出席によって成立し、その議決は出席会員の過半数をもって決とする。
 4. PTA全体会は年1回、5月中旬までに開く。(ただし会長が必要と認めたときは開くことができる。)
- 14条 学校長及び教員はどの会合にも出席することができる。
- 15条 この条文はPTA全体会で協議・承認の上必要に応じて変更することができる。
- 16条 PTA委員・学級係のポイント制度
- 一児童^{※1}(転入生を含む)につきPTAの役員活動をし、5ポイント以上取得する。
1. 本部役員(副会長、庶務、会計)・・・10ポイント^{※2}
 2. 各部長・・・7ポイント
 3. 各部員・・・5ポイント^{※3}
 4. 学級係・・・5ポイント^{※3}
- ^{※1} 転入時の児童が6年生の場合は免除とします
- ^{※2} 部長の仕事を事情により部員と振り分けをした場合、10ポイント中の5ポイントを部員に振り分けすることもあります。
- ^{※3} 学年の人数が少なく委員の選出が困難な場合は5ポイント取得者の方にもお願いすることがあります
- ※転入生は以前の学校での役員経験がポイント対象にはなりません

17条 PTA会長・地区委員長の免除について

1. 一家庭でPTA会長を経験した際、本人の希望があればすべての役員（委員・学級係）を永久免除とする。
2. 一家庭で地区委員長を経験した際、兄弟がいる場合は下の学年での選出とし任期満了後より5年間、本人の希望があればすべての役員（委員・学級係）を免除とする。
3. PTA会長・地区委員長を経験した者は、地区班班長を免除とする。

付則

本会は子どもたちの安全及び本会が円滑に運営出来るように平成5年度より練馬区小学校PTA連合協議会に加入した。

練馬区小学校PTA連合協議会加入による分担金を支出する。PTA総合補償制度年会費を保険料としてPTA会費より支払う。但し、小学校PTA連合協議会関係の年会費等変更の場合、小学校PTA連合協議会等の決定に準ずる。

【PTA会費（慶弔費）内規】

	入院及び自宅療養	死亡	災害見舞金
児童	3,000円	5,000円	5,000円
児童の両親		5,000円	
教員		5,000円	

※入院・自宅療養期間は3週間以上

父母連絡委員会会員規約改訂日

昭和49年	6月	より実施
平成4年	4月1日	一部改訂
平成6年	4月1日	一部改訂
平成13年	4月1日	一部改訂
平成16年	2月19日	一部改訂
平成17年	3月17日	一部改訂
平成18年	2月13日	一部改訂
平成20年	2月13日	一部改訂
平成21年	2月26日	改訂
平成22年	3月9日	一部改訂
平成22年	11月1日	一部改訂
平成24年	2月28日	一部改訂
平成24年	6月4日	一部改訂
平成25年	2月27日	一部改訂
平成25年	11月6日	一部改訂
平成27年	3月5日	一部改訂
平成28年	5月18日	一部改訂
平成30年	3月	PTAと改名・改訂
令和元年	10月24日	一部改訂

各ご家庭で保管をお願いいたします。